

土木工事標準積算基準  
【港湾工事等】

(留意事項等)

令和5年度  
[令和6年4月臨時改定版]

京 都 府

下記図書を本府の積算基準と定め適用する。

1 図書名

①港湾請負工事積算基準 令和5年2月 【発行：国土交通省港湾局】

②船舶および機械器具等の損料算定基準 令和5年3月  
【発行：国土交通省港湾局 国土交通省航空局】

2 留意事項

①港湾請負工事積算基準 令和5年2月 (2-2-7)

現場環境改善費率 表-②の数値を以下のとおり読み替える。

【読み替え前】

対象額 適用 区分等	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		
工種区分	下記の率とする	a	b	下記の率とする
港湾 浚渫工事	0.92 %	159.8	-0.3301	0.14 %
工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %

対象額 適用 区分等	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		
工種区分	下記の率とする	a	b	下記の率とする
海岸 工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.25 %

【読み替え後】

対象額 適用 区分等	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		
工種区分	下記の率とする	a	b	下記の率とする
港湾 浚渫工事	2.58 %	11,342.3	-0.5375	0.11 %
工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %

対象額 適用 区分等	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		
工種区分	下記の率とする	a	b	下記の率とする
海岸 工事	4.02 %	17,100.2	-0.5353	0.26 %

②港湾請負工事積算基準 令和5年2月(2-2-10)

現場管理費率 表-③の数値を下記のとおり読み替える。

【読み替え前】

対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
工種区分	a		b		
港湾	浚渫工事	23.71 %	99.2	-0.0908	14.19 %
工事	構造物工事	24.36 %	46.7	-0.0413	19.28 %

対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
工種区分	a		b		
	海岸工事	27.79 %	113.9	-0.0895	17.82 %

【読み替え後】

対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
工種区分	a		b		
港湾	浚渫工事	24.08 %	82.2	-0.0779	15.50 %
工事	構造物工事	24.65 %	40.5	-0.0315	20.63 %

対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
工種区分	a		b		
	海岸工事	28.11 %	100.3	-0.0807	18.84 %

③港湾請負工事積算基準 令和5年2月 補足資料 (2-2-(3))

現場管理費率 表-②の数値を下記のとおり読み替える。

【読み替え前】

対象額 適用 区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
港湾構造物工事 海岸工事	22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %

【読み替え後】

対象額 適用 区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
港湾構造物工事 海岸工事	22.74 %	88.2	-0.0860	16.06 %

④港湾請負工事積算基準 令和5年2月(3-1-4)

一般調査業務費に係る諸経費 別表第1の数値を下記のとおり読み替える。

【読み替え前】

別表第1

直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下		7,000万円 を超えるもの
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	37.1%

対象額が100万円を超え7,000万円以下の場合の算定式

$$Z = A \cdot Y^b$$

ただし、 Z : 諸経费率 (単位 : %)  
Y : 直接調査費+間接調査費 (単位 : 円)  
A、b : 変数値

注) 1. 諸経费率 (Z) の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。  
2. 「国土地盤情報データベース検定費」は諸経費の対象としない。

【読み替え後】

別表第1

直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円 を超えるもの
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%

対象額が100万円を超え3,000万円以下の場合の算定式

$$Z = A \cdot Y^b$$

ただし、 Z : 諸経费率 (単位 : %)  
Y : 直接調査費+間接調査費 (単位 : 円)  
A、b : 変数値

注) 1. 諸経费率 (Z) の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。  
2. 「国土地盤情報データベース検定費」は諸経費の対象としない。

⑤港湾請負工事積算基準 令和5年2月 単価表(単-10)

別表一4 就業時間別の船員供用係数の数値を下記のとおり読み替える。

【読み替え前】

別表一4 就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数( $\alpha$ )と就業時間別船員供用係数( $\beta$ ) (1ワッチ制)

係数 ランク	船舶供用 係数 ( $\alpha$ )	就業時間別の船員供用係数( $\beta$ )							
		就業時間8H		就業時間9H		就業時間10H		就業時間11H	
		[超勤時間0H]		[超勤時間1H]		[超勤時間2H]		[超勤時間3H]	
		[深夜時間0H]		[深夜時間0H]		[深夜時間0H]		[深夜時間0H]	
		船団長 ・高級船員	普通船員	船団長 ・高級船員	普通船員	船団長 ・高級船員	普通船員	船団長 ・高級船員	普通船員
1	1.65	1.20	1.20	1.32	1.32	1.43	1.43	1.55	1.55
2	1.80	1.30	1.30	1.42	1.42	1.53	1.53	1.65	1.65
3	2.05	1.45	1.45	1.57	1.57	1.68	1.68	1.80	1.80
4	2.25	1.60	1.60	1.72	1.72	1.83	1.83	1.95	1.95
5	2.45	1.70	1.70	1.82	1.82	1.93	1.93	2.05	2.05
6	2.65	1.80	1.80	1.92	1.92	2.03	2.03	2.15	2.15
7	2.90	1.95	1.95	2.07	2.07	2.18	2.18	2.30	2.30
8	3.20	2.15	2.15	2.27	2.27	2.38	2.38	2.50	2.50
9	3.70	2.40	2.40	2.52	2.52	2.63	2.63	2.75	2.75

船舶供用係数( $\alpha$ )と就業時間別船員供用係数( $\beta$ ) (2ワッチ制)

係数 ランク	船舶供用 係数 ( $\alpha$ )	就業時間別の船員供用係数( $\beta$ )							
		就業時間16H		就業時間18H		就業時間20H		就業時間22H	
		[超勤時間0H]		[超勤時間2H]		[超勤時間4H]		[超勤時間6H]	
		[深夜時間1H]		[深夜時間3H]		[深夜時間4H]		[深夜時間6H]	
		船団長 ・高級船員	普通船員	船団長 ・高級船員	普通船員	船団長 ・高級船員	普通船員	船団長 ・高級船員	普通船員
1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.48	1.48	1.62	1.62
2	1.80	1.31	1.31	1.45	1.45	1.58	1.58	1.72	1.72
3	2.05	1.46	1.46	1.60	1.60	1.73	1.73	1.87	1.87
4	2.25	1.61	1.61	1.75	1.75	1.88	1.88	2.02	2.02
5	2.45	1.71	1.71	1.85	1.85	1.98	1.98	2.12	2.12
6	2.65	1.81	1.81	1.95	1.95	2.08	2.08	2.22	2.22
7	2.90	1.96	1.96	2.10	2.10	2.23	2.23	2.37	2.37
8	3.20	2.16	2.16	2.30	2.30	2.43	2.43	2.57	2.57
9	3.70	2.41	2.41	2.55	2.55	2.68	2.68	2.82	2.82

【読み替え後】

別表—4 就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数( $\alpha$ )と就業時間別船員供用係数( $\beta$ ) (1ワッチ制)

係数 ランク	船舶供用 係数 ( $\alpha$ )	就業時間別の船員供用係数( $\beta$ )							
		就業時間8H		就業時間9H		就業時間10H		就業時間11H	
		[超勤時間0H]		[超勤時間1H]		[超勤時間2H]		[超勤時間3H]	
		[深夜時間0H]		[深夜時間0H]		[深夜時間0H]		[深夜時間0H]	
		船団長 ・高級船員	普通船員	船団長 ・高級船員	普通船員	船団長 ・高級船員	普通船員	船団長 ・高級船員	普通船員
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.42	1.53	1.54
2	1.85	1.35	1.35	1.46	1.46	1.57	1.57	1.68	1.69
3	2.20	1.55	1.55	1.66	1.66	1.77	1.77	1.88	1.89
4	2.55	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.02	2.13	2.14
5	2.80	2.00	2.00	2.11	2.11	2.22	2.22	2.33	2.34
6	3.20	2.25	2.25	2.36	2.36	2.47	2.47	2.58	2.59
7	3.65	2.60	2.60	2.71	2.71	2.82	2.82	2.93	2.94
8	4.30	3.05	3.05	3.16	3.16	3.27	3.27	3.38	3.39
9	5.25	3.70	3.70	3.81	3.81	3.92	3.92	4.03	4.04

船舶供用係数( $\alpha$ )と就業時間別船員供用係数( $\beta$ ) (2ワッチ制)

係数 ランク	船舶供用 係数 ( $\alpha$ )	就業時間別の船員供用係数( $\beta$ )							
		就業時間16H		就業時間18H		就業時間20H		就業時間22H	
		[超勤時間0H]		[超勤時間2H]		[超勤時間4H]		[超勤時間6H]	
		[深夜時間1H]		[深夜時間3H]		[深夜時間4H]		[深夜時間6H]	
		船団長 ・高級船員	普通船員	船団長 ・高級船員	普通船員	船団長 ・高級船員	普通船員	船団長 ・高級船員	普通船員
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.60
2	1.85	1.36	1.36	1.49	1.50	1.62	1.62	1.75	1.75
3	2.20	1.56	1.56	1.69	1.70	1.82	1.82	1.95	1.95
4	2.55	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.20
5	2.80	2.01	2.01	2.14	2.15	2.27	2.27	2.40	2.40
6	3.20	2.26	2.26	2.39	2.40	2.52	2.52	2.65	2.65
7	3.65	2.61	2.61	2.74	2.75	2.87	2.87	3.00	3.00
8	4.30	3.06	3.06	3.19	3.20	3.32	3.32	3.45	3.45
9	5.25	3.71	3.71	3.84	3.85	3.97	3.97	4.10	4.10

読み替え箇所を赤字で示している。

### 3 適用年月日

令和6年4月1日以降積算するものに適用する。ただし、令和6年4月1日以降に入札公告するもので、諸経費適用日が「令和5年度」と記載のものについては、設計変更の対象とすることができるものとする。なお、改定後は「令和5年度(令和6年4月臨時改定)」と記載する。